

平成 21 年 4 月 20 日

中小企業庁 事業環境部 取引課 御中

全 国 銀 行 協 会

「手形支払ワーキンググループ 中間報告」に対する意見の提出について

平成 21 年 3 月 27 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

下請取引適正化推進会議・手形支払ワーキンググループ 中間報告に対する意見

	該当頁	該当箇所	意見	理由等
1	中間報告書全般について	—	<p>総論として、日本における商取引においてここ数十年で手形の果たしてきた中小企業金融における役割は論を待たない。近年、手形の利用は減少傾向にあるものの、依然として企業間における支払手段として手形は広く流通しており、また、最近では電子記録債権法の施行等を契機として、手形の機能ないし現行の利用形態を電子記録債権化することで中小企業の資金調達の活発化が期待されている。</p> <p>手形をめぐる実際の取引を見ると、支払条件においては締払制度や手形サイト等を含めた業界毎の取引慣行によるところが大きく、日本を代表する大企業であっても常に現金払いができる企業はほんの一部であり、売上回収・仕入支払が一体となっているため、ある時点から一斉同時に販売条件も支払条件も現金払いとならない限り、実際に相互に現金払いにはならないことは明白である。言い換えると、このような実際取引における時間ギャップを手形取引によって埋めることで、資金効率を高め、資金調達の手段が用意されているのである。したがって、手形条件の見直しにあたっては、受取人、支払人双方の実情を踏まえた十分な議論を経る必要がある。</p> <p>また、支払手段として回し手形などの利用や下請取引が階層化されてサプライチェーンの中に組み込まれていることを考えると、ある一時点での手形による支払いを取りあげて問題にすることは適切ではなく、系列化された一本の線や業界全体の面として把握し直す必要があると考える。</p> <p>金融機関である銀行は、従来より手形割引によって簡便かつ安定的に中小企業の資金調達を支援してきたところであるが、第一に、上述のとおり、各業界または世の中全体の取引条件の構造が一気に変化した場合、相当数の企業のキャッシュポジションが同時に変化することにより金融機関として十分に資金需要に応えることができるかどうか懸念が生じる点、第二に、金融機関は、現在の手形の前提条件（サイト・割引料負担者等）を所与として、分散の効いたリスク管理を行うこと、さらには銀行間の手形交換による効率的な決済システムを提供することにより、比較的低金利での手形割引が可能となっているが、環境が変わった場合に同条件での手形割引が維持できるかどうかは不明であるという点も勘案の上、手形割引を通じた中小企業金融に悪影響がでないよう配慮いただきたい。</p>	—

	該当頁	該当箇所	意見	理由等
2	7 頁	(1) - ②	<p>一般的な購買契約の取引条件において、「買取単価」とともに、「支払条件」が取引を行う上での重要な要素となっており、支払条件が現金であるか手形であるかは大きな相違点となっている。一般的に、現金支払であれば買取単価は低くなり、手形払であれば時間的価値を織り込んで買取単価は高くなるという、トレード・オフの関係にあるものと考えられる。</p> <p>このような取引慣行を前提とすると、親事業者から下請事業者に対して、現金条件及び手形条件の 2 種類の見積書を提出させることは、かえって下請事業者の手間となるばかりでなく、親事業者が他社の条件と比較検討する上でも混乱を招くおそれがある。したがって、親事業者の見積もり依頼の取引条件が業界の取引慣行からそれほど乖離していない場合には、取引の継続性や効率性の観点からも、発注者である親事業者が特定する取引条件によることも許されるのではないかと考える。</p>	親事業者による取引経緯の記録は必要であるとしても、下請事業者のために特別に複数の見積もり依頼を行わなくてはならないとなると、かえって親事業者による下請事業者の取引忌避が生じる可能性が懸念されるため。
3	8 頁	(2) - ④ (ア)	41 年通達では、手形のサイトは「原則として 120 日（90 日）以内」とされており、かつ、そのサイトを超える手形は、「法第 4 条第 2 項第 2 号に違反するおそれがある」ものとして取り扱われてきている。したがって、上記のサイトを超える手形が「割引困難手形」に該当するため違法であると判断するには、その旨下請法に明記される必要があるのではないかと考える。そうでない限り、あくまで「違反するおそれ」に留まるものでしかなく、ただちに違法とは言えないものとする。	違法の判断には法的な根拠が必要であり、法改正ではない公正取引委員会事務総長通達である「運用基準」等の改正ではその根拠に乏しいと考えるため。
4	9 頁	(3) - ③	<p>下請事業者の信用力不足によって支払手形が割引けない場合は、親事業者の下請事業者への対応として、時間的価値を控除した上で現金で支払うということは理解できるが、それは当該下請事業者が倒産の危機に瀕しているおそれがあることを親事業者自ら申告する結果となる。親事業者からすると品質維持や製品に瑕疵があった場合の保証等の観点から、長期的には取引を継続できないと判断する一つの理由になることも考えられる。</p> <p>したがって、下請事業者の信用力不足を割引困難手形の一類型とした場合には、親事業者による下請事業者の選別が進むことが懸念され、かえって零細な下請事業者にとっては受注機会の減少を招くなど、逆効果になる可能性もあることを十分に考慮していただきたい。</p>	下請事業者の信用力不足という事実は、意見のように単に決済の話にとどまらず、親事業者の取引見直しにつながる可能性があるため。
5	10 頁	(4) - ① (4) - ②	従来のアプローチによれば、「下請取引適正化推進講習会テキスト」（公正取引委員会・中小企業庁平成 20 年 11 月版）P46 の Q71 において、「Q：下請代金の支払として手形を交付しているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払うことがよく	従来の下請法の運用ルールの方と相反するものであり、影響は非常に大きく、慎重な取扱いが必要であると考

該当頁	該当箇所	意見	理由等
		<p>ある。この場合、金利引きと称して手形割引料相当分を減額してもよいか。」との回答として、「A： 下請事業者との間で支払手段を手形と定めているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合に親事業者の短期調達金利相当額を超えて減額すれば、下請代金の減額として本法違反となる。なお、一時的にではなく常に現金で支払うという場合には、支払手段を現金払いとして3条書面を交付する必要があるが、この場合において、3条書面に記載した下請代金の額から割引料相当額を差し引くことは下請代金の減額として本法違反となるので、<u>あらかじめ現金払いに見合う単価設定を下請事業者との十分な協議の上で行う必要がある。</u>」と記載されており、手形のサイトには時間的価値の考え方が採用されており、①下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合には、親事業者の短期調達金利相当額を差し引くことが可能であること、および②手形条件の支払が恒常的に現金払いとなる場合には、下請事業者と十分協議のうえ単価設定（ここでの単価設定は他の条件が同一であれば、買取単価引き下げを意味すると考えられる）を行うことが、定められている。</p> <p>上記の内容は、(4)－①の「割引料相当額は親事業者負担することとすべきであり、その旨、運用基準等に明示すべきである。」という結論とは相反することになるのではないか。なお、「運用基準等に明示」とは、「運用基準の改正」を念頭に置いているのか。</p> <p>また、(4)－②の「割引手数料相当額をあらかじめ元々の下請代金である給付の対価に上乗せし、これを含んだ形で下請代金として支払うこととするのが適当である。」という結論は、取引条件の見直しにおいて、割引料相当額を親事業者負担とすることを前提とした、買取単価引き下げを伴う取引条件の変更が行われることも十分想定されることから、その効果を慎重に見極める必要がある。</p>	<p>えるため。</p>
6	11 頁	(5)	<p>「割引困難手形」には、親事業者の帰責事由によらないものもあることを十分に考慮しておく必要があるため。</p>

以上